



接続約款変更認可申請書

西相制第 9 号
平成24年5月8日

総務大臣
川端 達夫 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんぼちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用		料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用	
区分	内容	区分	内容
(1)～(9) (略)	(略)	(1)～(9) (略)	(略)
(10) 通信路設定 伝送機能に係 る料金の適用	2 (料金額) 2-6に規定する通信路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～イ (略) ウ 通信路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サービスの種類（一般専用サービス（以下「一般専用」といいます。））、高速デジタル伝送サービス（Yインタフェースに係るものを除きます。以下「高速デジタル伝送」といいます。））、ATM専用サービス（以下「ATM専用」といいます。））、品目、サービスクラス（以下「クラス」といいます。）の区別に準じて、また同一の保守の区別により基本料及び加算料を適用します。 エ～カ (略)	(10) 通信路設定 伝送機能に係 る料金の適用	2 (料金額) 2-6に規定する通信路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～イ (略) ウ 通信路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サービスの種類（一般専用サービス（以下「一般専用」といいます。））、高速デジタル伝送サービス（以下「高速デジタル伝送」といいます。））、ATM専用サービス（以下「ATM専用」といいます。））、品目、サービスクラス（以下「クラス」といいます。）の区別に準じて、また同一の保守の区別により基本料及び加算料を適用します。 エ～カ (略)
(10)-2～(略)	(略)	(10)-2～(略)	(略)

附 則（平成18年4月17日西相制8号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成18年4月18日から実施します。

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している通信路設定伝送機能（高速デジタル伝送に係るもののうち、専用サービス契約約款に規定するYインタフェースに係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のとおりとし、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-6（通信路設定伝送機能）に規定する料金額（高速デジタル伝送に係るものに限ります。）を準用します。

附 則（平成11年7月1日西相制第2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条 (略)

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

附 則（平成18年4月17日西相制8号）

この改正規定は、平成18年4月18日から実施します。

附 則（平成11年7月1日西相制第2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条 (略)

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

区 分		1 回線ごとに月額		備考	
		料金額			
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能(一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。)	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの	28,121 円	21,212 円	—
		上記以外のもの	5,369 円	4,795 円	

イ. 加算料

区 分		1 回線ごとに月額		備考	
		料金額			
		通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの	640 円	7,454 円	—
		上記以外のもの	50 円	621 円	

区 分		1 回線ごとに月額		備考	
		料金額			
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能(一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。)	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	5,369 円	4,795 円	—
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

区 分		1 回線ごとに月額		備考	
		料金額			
		通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	50 円	621 円	—
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの			

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区 分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの	19,228 円	—
		上記以外のもの	4,630 円	

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区 分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	4,630 円	—
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																								
<p>技術的条件集 第16節 形態5 (専用回線ノード装置インタフェース仕様) 第77条 専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">専用回線ノード装置</th> <th style="text-align: center;">インタフェース仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>I-SMD-B形遠隔加入者線多重伝送装置 (RT-MUX)</td> <td>技術的条件集別表 11.7 に示すとおりとします</td> </tr> <tr> <td>HD-L形中継回線終端装置 (L-DCAT)</td> <td>技術的条件集別表 11.8 に示すとおりとします</td> </tr> <tr> <td>DSM-L形専用サービスノード装置 (DSM-L)</td> <td>技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第78条～第79条 (略)</p>	専用回線ノード装置	インタフェース仕様	(略)	(略)	I-SMD-B形遠隔加入者線多重伝送装置 (RT-MUX)	技術的条件集別表 11.7 に示すとおりとします	HD-L形中継回線終端装置 (L-DCAT)	技術的条件集別表 11.8 に示すとおりとします	DSM-L形専用サービスノード装置 (DSM-L)	技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします	(略)	(略)	<p>技術的条件集 第16節 形態5 (専用回線ノード装置インタフェース仕様) 第77条 専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">専用回線ノード装置</th> <th style="text-align: center;">インタフェース仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>I-SMD-B形遠隔加入者線多重伝送装置 (RT-MUX)</td> <td>技術的条件集別表 11.7 に示すとおりとします</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td>DSM-L形専用サービスノード装置 (DSM-L)</td> <td>技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第78条～第79条 (略)</p>	専用回線ノード装置	インタフェース仕様	(略)	(略)	I-SMD-B形遠隔加入者線多重伝送装置 (RT-MUX)	技術的条件集別表 11.7 に示すとおりとします	(削除)	(削除)	DSM-L形専用サービスノード装置 (DSM-L)	技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします	(略)	(略)
専用回線ノード装置	インタフェース仕様																								
(略)	(略)																								
I-SMD-B形遠隔加入者線多重伝送装置 (RT-MUX)	技術的条件集別表 11.7 に示すとおりとします																								
HD-L形中継回線終端装置 (L-DCAT)	技術的条件集別表 11.8 に示すとおりとします																								
DSM-L形専用サービスノード装置 (DSM-L)	技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします																								
(略)	(略)																								
専用回線ノード装置	インタフェース仕様																								
(略)	(略)																								
I-SMD-B形遠隔加入者線多重伝送装置 (RT-MUX)	技術的条件集別表 11.7 に示すとおりとします																								
(削除)	(削除)																								
DSM-L形専用サービスノード装置 (DSM-L)	技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします																								
(略)	(略)																								

技術的条件集別表 11. 8 専用回線ノード装置インターフェース仕様 (HD-L 形中継回線終端装置)

1 インタフェース規定点

本インタフェースを規定するポイントは、図1のとおりである。

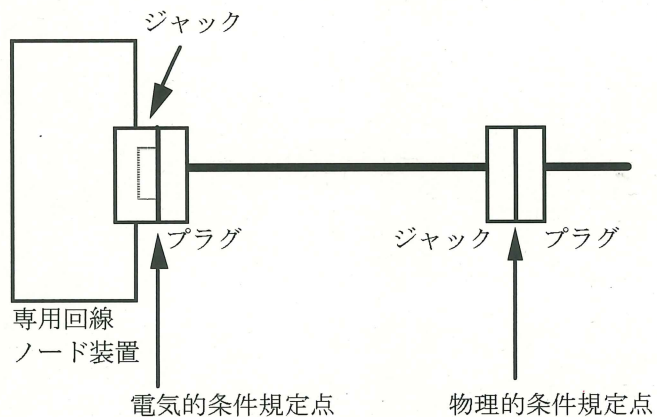


図1 インタフェース規定点

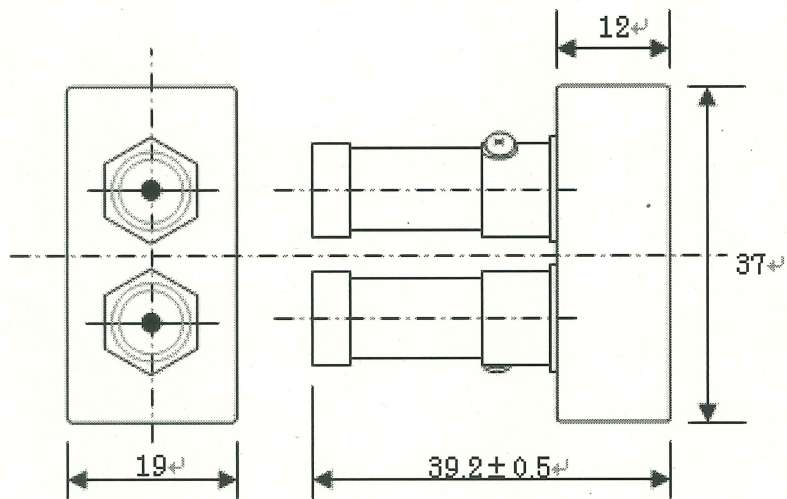
2 物理的条件

局内ケーブルには3C-2T同軸ケーブルを使用し、接続点のコネクタはSP-3CPA-CLソケットとする。

SP-3CPA-CLソケットの構造を図2に示す。

技術的条件集別表 11. 8 専用回線ノード装置インターフェース仕様 (HD-L 形中継回線終端装置)

(削除)

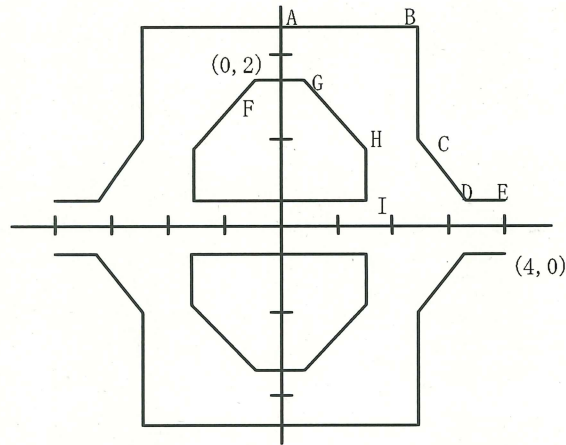


単位 (mm)

図2 SP-3CPA-CLソケットの構造

3 電氣的条件

デジタル2次群信号は75Ωの準抵抗終端に対し、図3に示すパルスマスクを満足するバイポーラパルスである。



横軸(V) : 1V/div

縦軸(H) : 20ns/div

各点の座標 (H, V)

- A : (0, 2.3)
- B : (2.4, 2.3)
- C : (2.4, 1.0)
- D : (3.2, 0.3)
- E : (4.0, 0.3)
- F : (0, 1.7)
- G : (0.4, 1.7)
- H : (1.6, 0.9)
- I : (1.6, 0.3)

図3 6. 3M信号の電氣的条件

4 論理的条件

4. 1 フレーム構成

フレーム構成を、図4に示す。

4. 2 フレーム同期

(1) 2次群

同期方式 : 9ビットパルス検出1ビット即時シフト

前方同期 : 7段

後方同期 : 3段

(2) ST

同期方式 : 6ビットパルス検出1ビット即時シフト

前方同期 : 4段

後方同期：なし

4. 3 警報検出／転送機能

警報検出／転送機能を、図5に示す。

4. 4 警報

(1) 2次群

・REC

入力信号断及びフレーム同期外れのとき、警報を発すること。

・AIS

入力2次群信号4フレーム中0が2個以下としたパターンが同期的に挿入した場合に、AIS信号受信と判定し、AIS受信後0が3個以上となった場合に解除と判定すること。

・ERR

2次群入力パルス列の誤り率が 10^{-6} 以下では警報を発生せず、 10^{-4} 以上では警報を発生すること。

・SEND

SENDビットが1のとき、警報を発生すること。

(2) ST (CH)

・CH REC

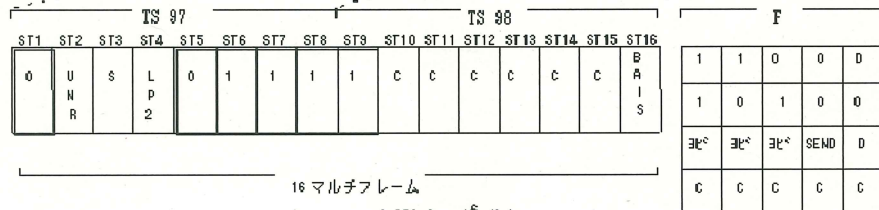
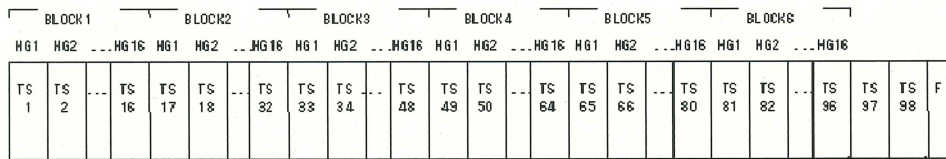
フレーム同期外れのとき、警報を発すること。

・CH AIS

STビットが32ビット以上オール1のとき、警報を発すること。

・CH BAIS

BAISビットが0のとき、警報を発すること。



C: CRC-6 $x^6 + x + 1$
 BAIS: 正常時"1", 警報時"0"

SEND: 正常時 = 0
 警報時 = 1
 D: データリンク
 3E⁶: "1"
 C: CRC-5 $x^5 + x^4 + x^2 + 1$

- <注1> ST フレームの位相関係は互いに独立である。
- <注2> 太線枠内は 16 ソルチフレーム同期用 bit
- <注3> CH AIS時は ST オール"1"

図4 フレーム構成

